

利用料金表（狭山稲荷山公園）

令和元年10月1日

行為許可等の利用料金

行為	料金	
物品の販売、興行その他の営業行為をする場合	1 m ² 当たり半日	7円※
	1 m ² 当たり1日	14円※
業として写真を撮影する場合	1件当たり半日	2,500円
	1件当たり1日	5,000円
業として映画等の撮影をする場合	1件当たり半日	14,800円
	1件当たり1日	29,700円
競技会、集会、展覧会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1 m ² 当たり半日	4円※
	1 m ² 当たり1日	8円※
広告物の表示をする場合	表示面積1 m ² 当たり1日	2,090円

※の料金については上記料金表に基づき算出した額に、消費税率の引上げ相当分（1.1/1.05）を乗じ、1円未満は切り上げる。

例）物品の販売、興行その他の営業行為において、1日、100 m²を利用する場合
 利用料金の算出式 1,460（円）＝14（円/m²）×100（m²）×1.1/1.05

- * 国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とする。
- * 国又は地方公共団体が共催する事業に使用する場合は1/2を減額とする。
- * 県外に住所を有する者が行為を行う場合は、上記の金額に、それぞれ当該金額の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- * 行為に要する面積が1 m²未満であるとき、又はその面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算する。
- * 上記の規定に基づき算出した利用料の額が、100円未満の場合は100円とし、100円以上10,000円未満の額であって10円未満の端数がある場合は10円未満の端数を切り捨てた額とし、10,000円以上の額であって100円未満の端数がある場合は100円未満の端数を切り捨てた額とする。
- * 半日：4時間、1日：8時間（半日×2）
- * 許可時間：管理事務所の開所時間を基本とする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、別途実費相当額を徴収することができる。

以上